



りそな銀行アジアニュース

2017年5月26日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

上海市の社会保険納付比率の調整について

上海市人民政府は2017年4月28日付での「上海市人民政府 本市城鎮職員社会保険納付料比率の調整に関する通達」(滬府発「2017」48号)を公布しました。2017年の1月1日にの遡って、上海市社会保険料率の企業負担部分が現在より合計1%(39.5%⇒38.5%)引き下げられます。支払済社会保険料の超過部分は後日返却されることとなります。詳細については、下記をご覧ください。

項目		変更前	変更後
養老保険	企業負担	20%	20%(変更なし)
	個人負担	8%	8%(変更なし)
医療保険	企業負担	10%	9.5%(▲0.5%)
	個人負担	2%	2%(変更なし)
失業保険	企業負担	1%	0.5%(▲0.5%)
	個人負担	0.5%	0.5(変更なし)
生育保険	企業負担	1%	1%(変更なし)
	個人負担	—	—
労災保険	企業負担	0.5%	0.5%(変更なし)
	個人負担	—	—
住宅積立金	企業負担	7%	7%(変更なし)
	個人負担	7%	7%(変更なし)
合計	企業負担	39.5%	38.5%(▲1%)
	個人負担	17.5%	17.5(変更なし)

例) 2016年度上海市平均賃金(6,504元)で社会保険料納付額を計算した場合、企業負担は毎月65元の減額となります。

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載